

ご利用ください!



設置事業

町では、小さなお子さん連れのご家族が安心して外出することができる環境づくりを推進しています。今年度から「おむつ替え」や「授乳」ができる備品を整備する民間事業者や団体などを対象に、整備費用の一部を助成しています。

飲食店、ショッピングセンター、衣料品販売などの商業施設、金融機関、医療機関、宿泊施設、その他の子育て中の家族が訪れる民間施設等で、今後新たに設置する場合はもちろん、既にある設備を増設するケースなども対象になります。補助制度の概要は次のとおりです。

補助対象者／おむつ替えや授乳ができるスペースと設備等を、無償で提供できる施設の所有者等

補助対象品目／おむつ交換台、授乳用いす、調乳用給湯機器、カーテン・パーテーション類、ダストボックスの購入費用と関連工事費用

補助金額／上限10万円（補助率10/10）

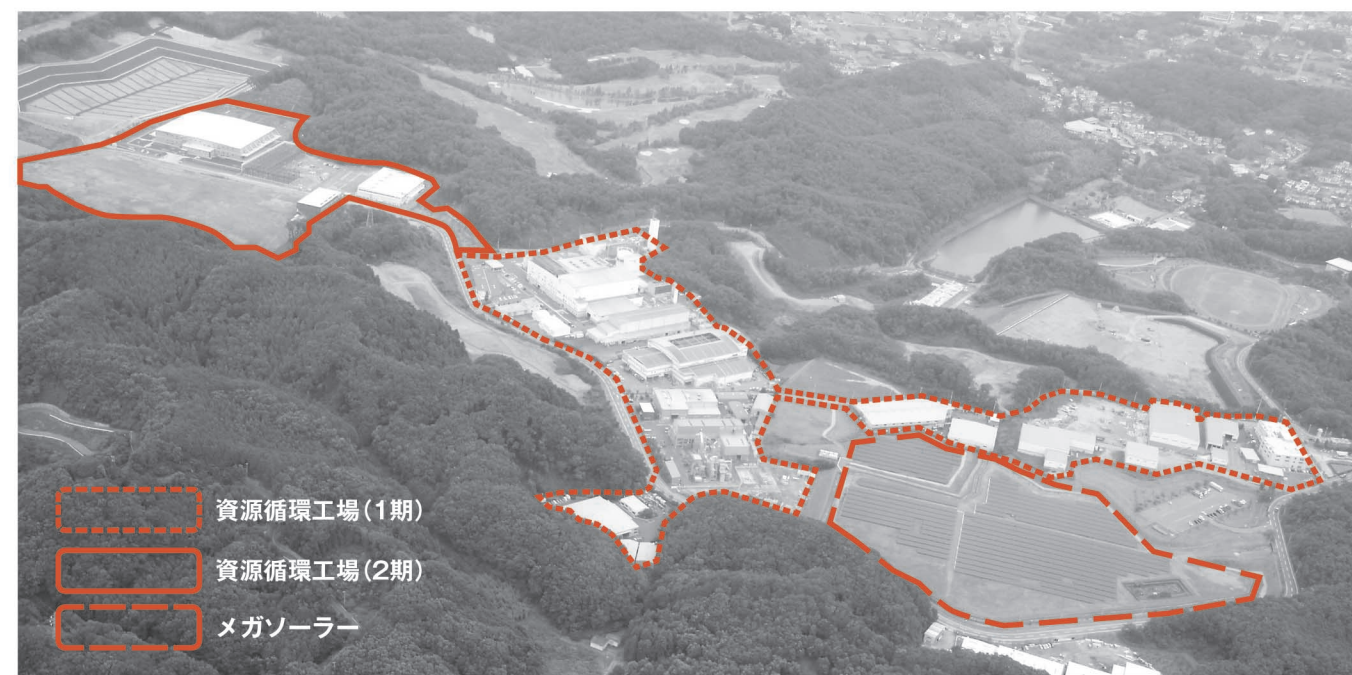
手続き／備品を整備する前に所定の申請書提出⇒現地確認⇒交付決定⇒完了・実績報告⇒補助金交付

その他／整備した内容は、埼玉県の「赤ちゃんの駅」登録事業実施要綱に基づく登録を行い、県や町のホームページに掲載します。

問い合わせ／子育て支援課（☎581・2121内線133）へ。



<設置例>



地域に密着した「資源循環型モデル施設」

彩の国資源循環工場

区分および雇用者数	事業者名
第1期事業地 全体の雇用者数317人のうち寄居町の雇用者数116人	オリックス資源循環株
	(株)エコ計画
	(株)環境サービス
	(株)アイル・クリーンテック
	(株)ウム・ヴェルト・ジャパン
	埼玉環境テック株
第2期事業地 全体の雇用者数159人のうち寄居町の雇用者数84人	ツネイシカムテックス埼玉株
	よりのコンポスト株
	(株)ベステックスキョーエイ
	(株)瑞穂
	日本梱包運輸倉庫株
	(株)YAMANAKA
埋立跡地利用(メガソーラー)	日通商事株
	(株)サイサン

彩の国資源循環工場は、最終処分場を運営する埼玉県環境整備センター内にあります。公共関係による全国初めての総合的「資源循環型モデル施設」で、民間リサイクル施設、サーマルリサイクル施設（PFI事業者）、県と民間の研究施設で構成する総合的な施設となっています。

第2期事業地への企業誘致も着々と進み、残すは1区画となりました。ここに集積する環境産業群は相互に連携し、効率的で効果的な資源再生と技術開発に取り組んでいます。立地事業者は表のとおりです。

第1期事業地は環境関連の事業者で構成され、第2期事業地は製造業等、工業団地としての特色が見られます。また、地元雇用を積極的に推進しており、地域に密着した企業活動を行っています。

埼玉県環境整備センターでは、彩の国資源循環工場および廃棄物埋立処分場の見学を受け入れておりますので、希望の方はお問い合わせください。

問い合わせ／埼玉県環境整備センター（☎581・4070）へ。



第1期事業者が創業10周年という節目を迎えたことに伴い、彩の国資源循環工場に立地する事業者で組織された事業者協議会が、役場正面玄関前の時計の隣にヒノキ科のチャボヒバを寄贈し、同会の井上会長から花輪町長へ目録の贈呈が行われました。



▲工場の壁面には町の祭りのPRも

ストップ! 児童虐待

～11月は児童虐待防止推進月間です～

「児童虐待」は大きな社会問題となっており、児童相談所での相談件数は増加しています。このような状況を踏まえ、平成16年度から、厚生労働省の主唱により11月が「児童虐待防止推進月間」とされています。



「児童虐待」であるかどうかは、保護者等の大人の認識とは関係なく、「子ども自身が苦痛を感じているかどうか」という視点で判断をするため、現実に子どもの心や体が傷つく行為であれば虐待となります。具体的には、4つの種類があります。

- 身体的虐待**
なぐる、ける、やけどを負わせる、体を激しく揺さぶるなど
- ネグレクト（養育怠慢・拒否）**
食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、家に閉じ込める、医者に連れて行かないなど
- 心理的虐待**
言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど
- 性的虐待**
子どもへの性的行為、ポルノの被写体にするなど

子どもは、自ら救いを求めることがなかなかできません。周囲の人の温かいまなざしと援助が必要です。子育て中の親の話し相手になったり、あいさつや声がけをするなど孤立しないように見守ってください。また、「気になる親子」や「もしかして、虐待?」と思ったときには、右記へご連絡ください。通告した人の秘密は守られ、通告した後で虐待でないことがわかって、通告した人に罰則はありません。ご協力をお願いします。

- 連絡先**
- 熊谷児童相談所 ☎048・521・4152
(平日の午前8時30分～午後6時15分、土・日曜日、祝日、年末年始は休み)
 - 休日夜間児童虐待通報ダイヤル ☎048・779・1154
(平日の午後6時15分～翌日8時30分、土・日曜日、祝日は24時間対応)
 - 子育て支援課 ☎581・2121(内線133)
(平日の午前8時30分～午後5時15分)
 - 子どもスマイルネット ☎048・822・7007
(祝日、年末年始を除く午前10時30分～午後6時)
 - 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189
(通年、24時間対応)